

## 平成30年第3回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成30年3月5日（月） 午後3時00分から午後4時51分まで
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 山下 由行 教育長職務代理者 今井 智一 委員 藤田 正実 委員 松山 顕子 委員 野口 喜代美
事務局出席者	教育部長 玉木 正生 次長（管理担当） 平井 茂治 次長（指導担当） 保井 晴美 次長（学校教育担当） 中村 康春 教育総務課長（教育環境整備担当） 伴 統子 学校教育課長 岡根 富美代 保育幼稚園課長 田中 俊之 教育総務課長補佐（総務企画担当） 林 英明

議事・報告事項は次のとおりである。

### 1. 報告事項

- (1) 甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について

### 2. 協議事項

- (1) 議案第 5号 平成30年第2回甲賀市議会定例会（3月）追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について
- (2) 議案第 6号 平成30年度甲賀市学校教育の指針の決定について

- (3) 議案第 7号 平成30年度甲賀市乳幼児保育・教育の指針及び平成30年度甲賀市乳幼児保育・教育課程の決定について
- (4) 議案第 8号 甲賀市いじめ防止基本方針の改定について
- (5) 議案第 9号 甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第10号 甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (7) 議案第11号 甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (8) 議案第12号 甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 議案第13号 平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

#### ◎教育委員会会議

〔開会 午後3時00分〕

管理担当次長 こんにちは。ただ今から平成30年第3回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございました。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

教育長 みなさんこんにちは。先週から随分、辺りの空気が春めいてまいりました。温かな風と共に、卒業や進級の季節が巡ってまいりました。また、同時に花粉の拡散も到来したことを、五感を通して感じているところでございます。本日は、皆様方には何かとお忙しい中、教育委員会臨時会にご出席賜り誠にありがとうございます。

教育委員会もいよいよ本年度の締めくくりの時期となってまいりました。今年度計画しておりましたことがどこまで達成できたのか、次年度に引き継がなければならない残された課題は何なのか、各担当で集約してもらっているところでございます。

今年度は特に（仮称）西部学校給食センター建設に関わり、皆様方に何度も検討をいただき、新しい建設予定地をお決めいただきました。その後、地域の方々にもご説明をさせていただき、用地の仮契約までたどり着くことができました。また、厨房設備等のプロポーザルを経て、給食センターの姿が一步ずつ明確になってきました。完成は2年後ではありますが、アレルギー対応も含めたより安心・安全な給食センターが整備されますよう今後とも確実に業務を進めてまいりたいと考えています。

また、幼保・小中学校の再編につきましても、今年度はいくつもの学区で検討協議会を立ち上げていただきました。特に幼保関係では、水口西保育園や岩上・水口東保育園、さらには伴谷幼稚園・保育園、鮎河保育園、山内保育園等で今後の方向性につきましてもご承認いただきました。休校となっておりました鮎河小学校の閉校もご承認いただき、その他、佐山小学校区の再編検討協議会におきましても、何度となく熱心なご協議をいただくことができました。閉校になりました山内小学校、鮎河小学校の跡地の利活用につきましては、先行地域の研修を含めて地域の皆様にご検討いただいているところです。次年度に向けて、さらにいくつかの地域におきましても、再編検討協議会の開催を決定、あるいは検討いただいております。

遅々たる歩みと申される方もおられるかもしれませんが、地域の皆様の思いを大切にしながら、少しずつでも前へ進んでこられたのではないかと考えております。

学校の施設設備の整備につきましては、今年度は大きく進めることができました。市長の方針でもございましたし、大規模な施設の改修、

トイレの改修、空調設備の整備、そしてICT機器の導入等、多額の予算をかけて事業を進めてまいりました。より快適な教育環境、より充実した教育環境の整備のため、次年度へも多くの事業を引き継いで実施してまいります。

その他、教育委員会の業務は多岐にわたっております。また次回の定例会で他の事業もまとめてご報告できればと考えています。

さて、3月は別れの季節でもあります。子ども達は長年通った学校や園を卒業して新たな生活を始めようとしています。人生でこの区切りのあることは大きな意味があることだと私は思います。区切り区切りで自分を見つめ直し、区切り区切りで出会った人々の温かさを再確認することができると思います。私達は人との出会いと別れを繰り返して、人として少しずつ成長していくのだと思います。卒業式にご出席いただきます委員の皆様方には、そんな子ども達のワンステップ成長する瞬間を、温かな眼で見守っていただくことをお願いします。

本日の臨時会では、次年度の学校や園の基本方針、またいじめ防止基本方針など、重要な方針のご決定をお願いします。また、12名の学校長が退職の時期を迎えられ、大幅な異動がありますが、学校の管理職人事異動につきましてもご意見を賜りたいと思います。数多くの案件がございますがよろしくご意見申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

教育長                    それでは次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1. 報告事項（1）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料1に基づき、説明をお願いします。

教育総務課長（教育環境整備担当）    それでは、（1）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について、資料1に基づき報告させていただきます。

（以下、資料1により報告）

教育長                    ただ今の（1）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告について何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

教育長職務代理者 佐山学区ですが、存続を検討されたということは、統合はしないという方向性で決まったということですか。

教育総務課長（教育環境整備担当） 協議会の中では、佐山小学校の良さ等を考えられまして、現状においては、学校を存続させることが協議会で決定されました。教育委員会といたしましては、慎重に受け止めさせていただいて、今後は再協議という形になります。

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、（１）甲賀市幼保・小中学校再編計画（基本計画）状況報告につきましては報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きまして、２．協議事項に移らせていただきます。

（１）議案第５号平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料２に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは（１）議案第５号平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、資料２に基づき、ご説明申し上げます。

（以下、資料２により説明）

教育長 ただ今の、（１）議案第５号平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 これは国の補正予算で補助金が決定されたことを受け、補正予算の提出ということになっています。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、（１）議案第５号平成３０年第２回甲賀市議会定例会（３月）追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取については、原案のとおり、可決することとします。

教育長 続きまして、（２）議案第６号平成３０年度甲賀市学校教育の指針の決定について、資料３に基づき、説明をお願いします。

学校教育担当次長 それでは（２）議案第６号平成３０年度甲賀市学校教育の指針の決定について、資料３に基づき、ご説明申し上げます。

（以下、資料３により説明）

教育長 ただ今の、（２）議案第６号平成３０年度甲賀市学校教育の指針の決定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 ２つあります。一つは、誤字脱字と思われる箇所が２つありまして、Ａ４の横の基本３、健やかな体とたくましい体力の下の、「健教育」となっているところは、「健康教育」だと思います。そして、基本と重点８のところの点線で囲った中の太字で学び続ける教職員というところの「資質向上、教育研修の充実させる」というところは、「資質向上、教育研修を充実させる」ではないかと思います。

もう一つは内容についてですが、「小中連携」について、基本１の学ぶ力を高め、確かな学力を育む教育の充実の部分と、基本と重点９にも書かれています。「教職員の研修」につきましても、基本と重点２の一番上の部分と、基本と重点８にも書かれてあり、両方ともかぶっているかなと思いました。これは子どもたちが学ぶ力をつけるというポイントにおいては、小中連携も教職員の研修をしていくのは大事でありまた、教師力を向上というところにおいても、研修を充実させていき、小中連携もこれに関わるという感じなのではないでしょうか。

学校教育担当次長 最初の質問につきましては、文言の表示のまちがいでございますので、修正いたします。内容の部分についてですが、１ページと９ページのところですが、「確かな学力を育む教育の充実」の中にも基本５の中にも小中連携を、子どもたちの立場の中で、そして教職員の立場の中で、必要ですので加えさせてもらっています。

委員 小中連携というのは、子どもの学ぶ力を考えて必要だということですか。

学校教育担当次長 必要です。また、教職員がそれに沿って進めていくということも必要だということから２つあげさせていただいております。

教育長 小中連携は子どもたちの学び、育ちをみていく中でも必要なことだ

し、小学校の教師が中学校の授業を見学したり、中学校の教師が小学校に行って授業することによって、教員自身が小中連携の中で学ぶこと、研修のうえでも小中連携は大事だと思い。

委員 同じようなことで教職員の研修についてはいかがですか。両方の意味にとって大事なことでということでしょうか。

教育長 教職員の研修はあらゆるところで、リンクをしていますので、教職員研修の充実をしっかりと特出しするべき項目であろうという形にとらえています。

教育長 他にございますか。

委員 基本と重点2の中に、国際理解教育が書かれています。文部科学省が示す指針の中の「国際教育」のなかに「外国語教育」がしっかり位置づけられています。私は、「国際理解教育」というのは、英語などの教科化で力をつけるという意味ではなくて、どちらかというとも基本の2の居心地の良い学校づくりの中に入るのかなと思います。

それと先生方の研修という話では、地域とのつながりが大事かなと思っています。これから一緒に生きていく社会づくりの中ではものすごく大事なことだと思いますので、意識していただきたいと思います。

そして、基本と重点の4の居心地の良い学校づくり、5番目「外国人生徒への学習支援」というところで、「日本語がわからない」という子どもがいじめにあったり、学校に行きたくないなど、いろいろな意味での学習支援という形が、確かな学力を育む1-3の部分につながっていくのではないかと思います。

学校教育担当次長 まず、確かな学力を育む教育の充実の中に位置づけさせていただいております、異文化を理解してからの部分を言っていると思うのですが、確かに委員がおっしゃるとおり、そのように言えるようにも思います。ただ、ここに異文化を理解するということが、社会の変化に対応した教育の推進にもかかってくるのかなと思っています。また今のことに関連しては、5ページにも共生社会に向けた、「外国人児童生徒の教育的ニーズ」というところにもあげさせていただい

ているので、学力の中にも必要であるし、共生社会の中でも必要であるというふうに整理をさせていただいております。

もう少しご説明をさせていただきますと、甲賀市教育振興基本計画（後期計画）に基づいた形で整理しておりますので、この計画は、平成31年度からは見直ししますので、その場面では、ご意見を聞かせていただいて、さらに教育課題も年々変わってきていますので、そこで活かさせていただければと思っています。

委員

特に国際理解教育というのは、ある小学校の校長先生は外国人児童がいなくても、将来的に必要な、講師の登録制度を国際交流協会としても個人でもとだいぶ前から言われておりました。それがいるいにかかわらず、そういう社会を迎えるにあたって、国際理解教育を絶えずどこかで強調していただきたい。

外国籍の子どもたちだけではないのですが、学習支援は甲賀市が唯一、滋賀県では学力を調査したということで、文部科学省の書類に掲載されていますので、その辺のことも強調いただければと思います。

教育長

ありがとうございます。今、委員がおっしゃいましたように外国人児童生徒の支援というのは、共生社会というよりは、個々の学力を高めるという取組ではないだろうか、生きる力をそれだけに支える取組だとすれば、最初の1番に関わるのではないかなと思います。今後、また組み替えるときの参考とさせていただきたいと思います。

学校教育担当次長 今のご意見は、よく分かるのですが、そうしますと教育振興基本計画（後期計画）を見直していかなければならないので、文言を加えさせていただくという形でと思います。

教育長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見いただきましたなかで修正いただける部分があれば、それについては微調整という形でさせていただき、大きな方針の部分については、決定ということでご了解いただいたということでご理解させていただいてよろしいですか。

（全委員 質問等なし）



教育長           ありがとうございます。それでは、(2) 議案第 6 号平成 30 年度甲賀市学校教育の指針の決定については、原案のとおり可決することとさせていただきます。

教育長           続きまして、(3) 議案第 7 号平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育の指針及び平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育課程の決定について、資料 4 に基づき、説明をお願いします。

保育幼稚園課長   それでは (3) 議案第 7 号平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育の指針及び平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育課程の決定について、資料 4 に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料 4 により説明)

教育長           ただ今の、(3) 議案第 7 号平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育の指針及び平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育課程の決定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長           大変きめ細やかな教育課程を編成いただいております。このことが実現されますようお願いいたします。

(全委員 質問等なし)

教育長           特にご意見、ご質問等ございませんので、(3) 議案第 7 号平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育の指針及び平成 30 年度甲賀市乳幼児保育・教育課程の決定については、原案のとおり、可決することとします。

教育長           続きまして、(4) 議案第 8 号甲賀市いじめ防止基本方針の改定について、資料 5 に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長   それでは (4) 議案第 8 号甲賀市いじめ防止基本方針の改定について、資料 5 に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料 5 により説明)

教育長           ただ今の、(4) 議案第 8 号甲賀市いじめ防止基本方針の改定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員           14 ページの (4) 文章の中に赤文字の箇所がありますが。

学校教育課長   ご指摘ありがとうございます。修正いたします。

委員 9 ページのところの③学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実について、定期的に点検するとありますが、定期的には具体的にどのくらいでしょうか。また、②の通報及び相談のところ、設置箇所を明記しなくて良いのでしょうか。

学校教育課長 ご質問にお答えします。アンケート調査や教育相談につきましては、ほぼ全ての学校において、学期に1回はしています。教育相談につきましては個々の状況に応じてさせていただいています。設置場所については、夏休み前にカードを配付させていただいて周知することにしていきます。

教育長 甲賀市の方針ですので、甲賀市としての専用ダイヤルはどうなっていますか。

学校教育課長 発達支援課にございます。

教育長 その部分を明記してはどうかということです。

学校教育課長 ホームページには掲載しております。

教育長 方針という形でございますので、具体的な電話番号は明記していないということなのですが、現場には分かる形にはなっています。

実際には、実施要項などで、現場に下ろすという形にしていきたいと思えます。また、学期に1回というのは、年度当初に校長会で伝達しています。

委員 大津市のホームページを見ると、トップページに記載されています。また、ホームページを利用できない方などに対する配慮もいるのではないかと思います。

教育長 できるだけ、分かりやすい形で具体的に示していただきたいと思えます。

委員 対象はどの方になるのでしょうか、これに基づいて何か推進計画などを次の段階で作られるのでしょうか。

学校教育課長 この件につきましては、この改定版を受けて、各学校が3月中に検討していきます。

委員 人権に関わることであれば、ネットワーク化されたものがあります。

いじめに関してはどうですか。

学校教育課長 例えば、外国籍の子どもが悩んでいるという場合は、生活環境課に行かれる場合がございます。何かあれば学校教育課に言っていただいておりますが、そのあたりも形に見えるようにしていければと思います。

委員 行政機関だけではなく、NPOなど、繋がっているところと、どのような連携があるのかなと思いました。

教育長 いじめ問題連絡協議会との連携があります。

学校教育課長 そこには人権も入っていますし、警察、PTA、中央児童相談所も入っています。

教育長 この方針は、いじめ問題連絡協議会に諮り、協議会の委員にご意見をいただいております。

委員 自分が聞きやすいところで相談できるような環境が大事ではないかと思います。

教育長 いじめと感じたときに相談できる窓口がどこにあるのか、子どもたち、市民に伝わるよう、夏休み前に子どもたちへカードにして渡すなど工夫をしていけたらと思います。

教育長職務代理者 いじめに関する相談なのですが、相談相手は代わったりしないのですか。

学校教育課長 基本的に電話を取った者が対応します。学校教育課に担当がいますので、記録を見て折り返し連絡いたします。

教育長職務代理者 複数回かけた場合は、対応者が代わるということですか。

学校教育課長 極力、同じ者が対応するようにしています。

学校教育担当次長 ただ、いじめ相談というのは匿名が多くて、はっきり誰か名乗っていただければ、同じ者が対応可能なのですが、相談の時には自分の名前を名乗られることはまず無いと感じています。分かっていたら同じ者が対応いたしますし、そのあたりは大変難しい部分かなと思います。

委員 電話対応の場合、はじめに〇〇が承りました。ということ言えば、相手も言ってくださり、安心感につながるのではないかと思います。

教育長 そうですね。あらゆる電話の基本であると思いますので、受ける者に徹底していきたいと思います。

学校教育担当次長 対応の仕方については、相談ダイヤル窓口の発達支援課に確認いたします。

学校教育課長 学校教育課にかかってきた場合は、担当者が名前を名乗って、また、事実確認が必要な場合は、「学校に確認してよいですか」と聞いています。

教育長 その他にご意見、ご質問等ございませんので、(4)議案第8号甲賀市いじめ防止基本方針の改定については、原案のとおり、可決することとします。

教育長 続きまして、(5)議案第9号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、資料6に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは(5)議案第9号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、資料6に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料6により説明)

教育長 ただ今の、(5)議案第9号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(5)議案第9号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

教育長 続きまして、(6)議案第10号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料7に基づき、説明をお願いします。

学校教育課長 それでは(6)議案第10号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料7に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料7により説明)

教育長           ただ今の、(6) 議案第 10 号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(全委員 質問等なし)

教育長           特にご意見、ご質問等ございませんので、(6) 議案第 10 号甲賀市特認校制度実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、原案のとおり、可決することとします。

教育長           続きまして、(7) 議案第 11 号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 8 に基づき、説明をお願いします。

教育総務課長（教育環境整備担当）   それでは (7) 議案第 11 号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 8 に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料 8 により説明)

教育長           ただ今の、(7) 議案第 11 号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(全委員 質問等なし)

教育長           特にご意見、ご質問等ございませんので、(7) 議案第 11 号甲賀市閉校施設の利用に関する要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり、可決することとします。

教育長           続きまして、(8) 議案第 12 号甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料 9 に基づき、説明をお願いします。

指導担当次長   それでは (8) 議案第 12 号甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、資料 9 に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料 9 により説明)

教育長           ただ今の、(8) 議案第 12 号甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 図書等と、DVDの貸出期間がもともと違いますが、これはどのような意味ですか。借りる者にとっては同じ期間のほうがありがたいと思うのですが。

指導担当次長 回転率を検証しましたところ、一般蔵書は各館平均で0.678でしたが、DVDなどの視聴覚資料は1.933ということで大変高い数値でした。このように3倍くらいの回転率がございましたので、その点を考慮いたしまして、ゆっくり見ていただくためにも、1週間で2週間とさせていただいたところですよ。

教育長 市民の声を聞かせていただき、アンケート、様々な調査の結果、改定をいたしました。

教育長 その他、特にご意見、ご質問等ございませんので、(8)議案第12号甲賀市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり、可決することとします。

教育長 次に、(9)議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申についての議事に移らせていただきます。

教育長職務代理者 (9)議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、人事に関することとありますことから、非公開とすることを提案します。

教育長 ただ今、教育長職務代理者から(9)議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とする動議がありましたので、採決に入ります。(9)議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とすることについて、賛成の委員は挙手を願います。

委員 <挙手全員>

教育長 挙手全員であります。

よって、甲賀市教育委員会会議規則第7条により当該議案の審議は非公開とすることに決定いたしました。

では、非公開による審議に入りますので、教育委員、所管次長以外は、一旦ご退席ください。

(関係者以外退出)

(非公開の議事開始)

以下の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び甲賀市教育委員会会議規則第7条の規定により非公開

議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

(非公開の議事終了・退席者入室)

教育長

では、会議を再開します。

先ほどの(9)議案第13号平成30年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、原案のとおり、可決しましたことを報告いたします。

教育長

それでは、皆様のご協力を持ちまして全ての案件が終了しました。

以上をもちまして、平成30年第3回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

[閉会 午後4時51分]